

■必要諸室

必要諸室は標準設計仕様書（平成 26～35 年度）による。

[illegible]

■屋外施設

標準設計仕様書（平成 26～35 年度）に加え、法令、その他による。

分類	No.	室名	標準設計仕様書基準規模	その他規模	備考
校庭					
	1	校庭	体育の授業、各種行事に使用可能な面積と設備		
	2	雨水流出抑制施設（浸透・貯留）		【住環境条例】 単位対策量 1,000m ³ /ha 以上	
	3	水のみ場、手洗い場			
	4	校庭利用者用便所			設置については検討する。（校舎内と兼用できるかも含め）
	5	運動ゾーン	トラック 150～200m / 直線 50m 程度		
	6	遊具			「遊具の安全基準に関する規準（社団法人日本公園施設行協会発行）」を参照し、適正に配置
	7	防球ネット・防砂ネット	10m 程度		
外構					
	1	災害用マンホールトイレ			
	2	ビオトープ			原則、新規では設置しない
	3	緑地		【緑化関係条例】 地上部緑化率：敷地面積 ≧5,000 m ² で 36% 接道部緑化率：学校用途 は接道部の総延長×7/10 樹木本数規定：あり	
	4	駐車場		【福祉条例】 車椅子用駐車場 1 台以上 【既存】 車椅子用駐車場のほか 1 台	【住環境条例】 公共施設を一体整備した 場合 車椅子用駐車場 1 台、一般駐車場 4 台 防音壁等または植栽等の 設置
	5	駐輪場		【想定】 50 台	【住環境条例】 公共施設を一体整備した 場合+10 台
	6	防火水槽			プールで代替可
	7	環境空地		【住環境条例】 敷地面積×0.12の環境空地	